

## 独立行政法人森林総合研究所の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成17年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

理事長	俸給月額を6.6%引き下げ(17年度から引き続き在職する役員については、17年度給与水準の現給補償を実施)、調整手当を廃止し、地域手当(俸給月額の4%)を新設した。
理事	俸給月額を6.6%引き下げ(17年度から引き続き在職する役員については、17年度給与水準の現給補償を実施)、調整手当を廃止し、地域手当(俸給月額の4%)を新設した。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定は行わなかった。

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	千円	千円	千円	就任	退任
理事長	17,765	11,856	4,958	474 (地域手当) 477 (通勤手当)		
理事 (3人)	42,598	29,568	11,050	1,183 (地域手当) 797 (通勤手当)	4月1日1人	
監事 (0人)				( )		
監事 (非常勤) (2人)	2,637	2,637		( )		

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長					該当者なし
理事A					該当者なし
理事B					該当者なし
理事C					該当者なし
監事A (非常勤)					該当者なし
監事B (非常勤)					該当者なし

注:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、145/100(特定幹部職員にあつては、185/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸給	昇給:毎年1月1日を昇給日とし、昇給日前1年間の勤務成績に応じて5段階(A:8号俸～E:昇給なし)の昇給区分に決定される。

##### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔 (1) すべての俸給表の俸給月額について引き下げ。(平均改定率△4.8%)  
(17年度から引き続き在職する職員については、17年度給与水準の現給補償を実施)  
(2) 調整手当を廃止し、地域手当(つくば市4%、札幌市3%、京都市10%、八王子市11%)を新設。 〕

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	606	43.1	7,907	5,794	86	2,113
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	162	40.9	6,037	4,391	92	1,646
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	421	43.8	8,763	6,436	83	2,327
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	23	46.1	5,413	3,948	88	1,465

注:「技術専門職種」とは、実験林・苗畑維持管理、試験片作成及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

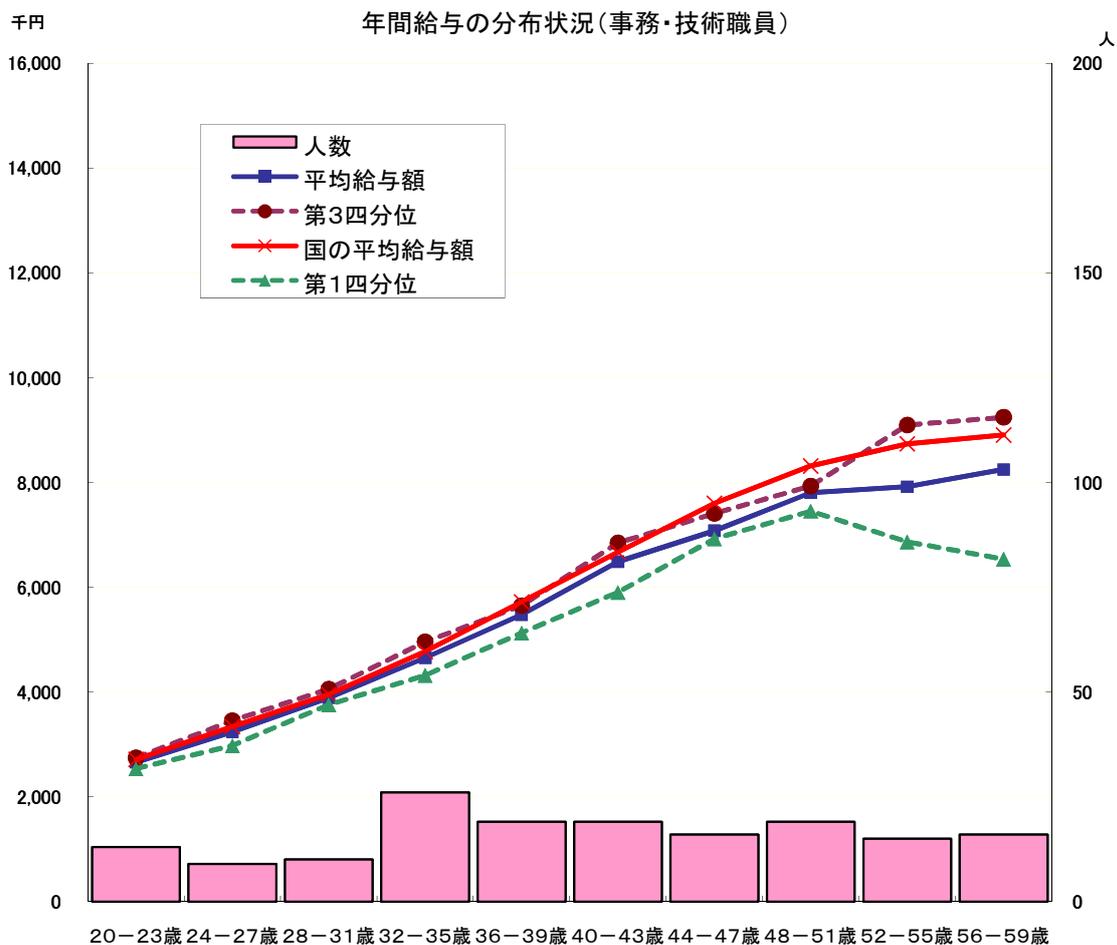
在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

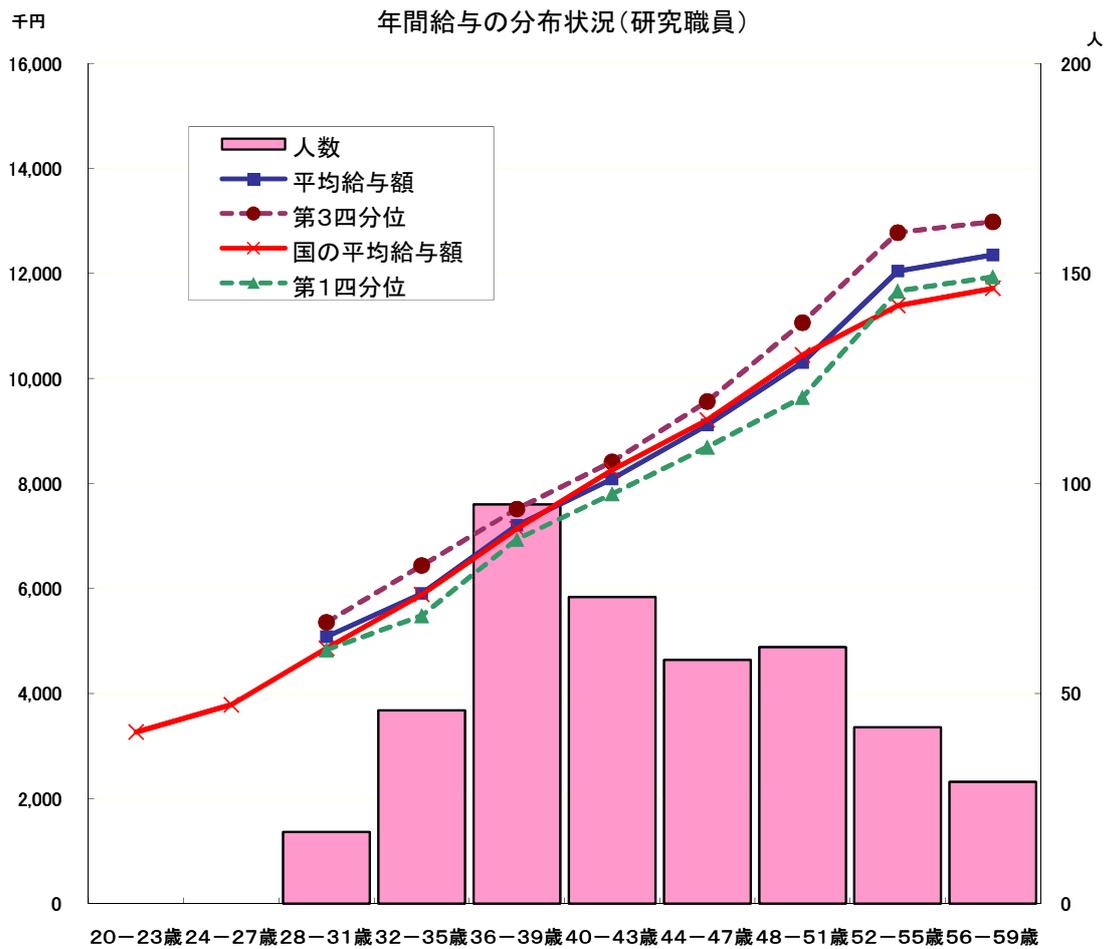
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		歳	千円	千円	千円	
代表的職位	・本部課長	8	57.9	8,987	9,341	9,669
	・本部係長	49	43.5	5,846	6,599	7,340
	・本部係員	25	27.6	2,743	3,399	4,144



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		歳	千円	千円	千円	
代表的職位	・本部課長	115	49.9	9,557	10,607	11,785
	・主任研究員	167	41.4	7,245	7,992	8,365
	・研究員	75	34.1	5,304	5,792	6,415

③ 職級別在職状況等(平成19年3月31日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員		係長・同相当職		佐・同相当職
人員 (割合)	162	20 (12.3%)	17 (10.5%)	59 (36.4%)	38 (23.5%)	13 (8.0%)
年齢(最高～最低)		28 ～ 21	34 ～ 27	56 ～ 31	56 ～ 41	55 ～ 48
所定内給与年額(最高～最低)		2,629 ～ 1,806	3,269 ～ 2,473	5,051 ～ 2,965	5,927 ～ 4,504	6,955 ～ 5,074
年間給与額(最高～最低)		3,552 ～ 2,469	4,469 ～ 3,376	7,025 ～ 4,100	8,179 ～ 6,370	9,211 ～ 7,103

6級	7級	8級	9級	10級
課長		部長		
14 (8.6%)	1 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
59 ～ 52	～	～	～	～
7,367 ～ 6,059	～	～	～	～
9,928 ～ 8,420	～	～	～	～

注:7級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	室長・同相当職 ・主任研究員		部長・ 同相当職	部長
人員 (割合)	421	0 (0%)	50 (11.9%)	161 (38.2%)	99 (23.5%)	110 (26.1%)	1 (0.2%)
年齢(最高～最低)		～	37 ～ 30	44 ～ 34	51 ～ 42	59 ～ 48	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,272 ～ 3,226	6,380 ～ 4,468	8,216 ～ 5,534	10,021 ～ 6,571	～
年間給与額(最高～最低)		～	5,910 ～ 4,408	8,606 ～ 6,062	10,787 ～ 7,488	13,787 ～ 8,992	～

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	65.6	68.9	67.3
	最高～最低	40.7～31.2	37.5～27.7	35.8～30.1

注:事務・技術職員における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	57.1	60.5	58.9
	最高～最低	49.7～32.8	45.2～37.9	44.4～37.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	65.9	68.8	67.4
	最高～最低	40.7～31.4	37.5～28.6	35.8～29.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他法人

94.7
88.2

(研究職員)

対国家公務員(研究職)  
対他法人

100.8
98.4

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年 度)	前年度 (平成17年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成1 8年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,238,320	千円 5,303,337	千円 (%) △65,017 ( △ 1.2 )	千円 (%) — ( — )
退職手当支給額 (B)	千円 320,613	千円 467,176	千円 (%) △146,563 ( △31.4 )	千円 (%) — ( — )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 300,070	千円 288,508	千円 (%) 11,562 ( 4.0 )	千円 (%) — ( — )
福利厚生費 (D)	千円 678,939	千円 597,135	千円 (%) 81,804 ( 13.7 )	千円 (%) — ( — )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,537,942	千円 6,656,156	千円 (%) △ 118,214 ( △ 1.8 )	千円 (%) — ( — )

注1:平成18年度が中期目標開始年度のため前年度との差額及び増減率は記載していない。

注2: 当年度(平成18年度)及び前年度(平成17年度)の「福利厚生費」の額は、当該額に間違いが判明したため、それぞれ669,316千円から678,939千円に、582,998千円から597,135千円に修正した。なお、平成19年度以前に公表を行った本表については平成21年6月に一括して修正を行っている。

#### 総人件費について参考となる事項

- (1) 給与、報酬等支給総額については、対前年度比△1.2%であり、要因としては役職員給与の引き下げによるもののほか、人事交流等による常勤職員数の減少によるものである。また、最広義人件費については、対前年度比△1.8%であり、上記の理由による給与・報酬等支給総額の減少(△1.2%)及び退職手当支給額の減少(△31.4%)が減額要因であるのに対し、非常勤役職員等給与の増加(4.0%)、非特定独立行政法人への移行による雇用保険事業主負担の発生及び労働災害保険への加入にかかる福利厚生費の増加(13.7%)が増額要因となったことによるものである。

注: 当年度(平成18年度)及び前年度(平成17年度)の「福利厚生費」の額に間違いが判明したため、平成21年6月に、「△1.7%」を「△1.8%」に、「(14.8%)」を「(13.7%)」に修正した。

- (2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

##### ①中期目標において示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年間において、国家公務員に準じた5%以上の人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行う。

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

- ##### ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年間において、常勤職員の人員について5%以上の削減を行う。

国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

- ##### ③人件費削減の取組の進捗状況

- ・基準日(平成18年3月31日)の人員数(実員) 667人
- ・当年度末日(平成19年3月31日)の人員数(実員) 654人
- ・当年度末日までの人員純減率 △1.9%

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。